

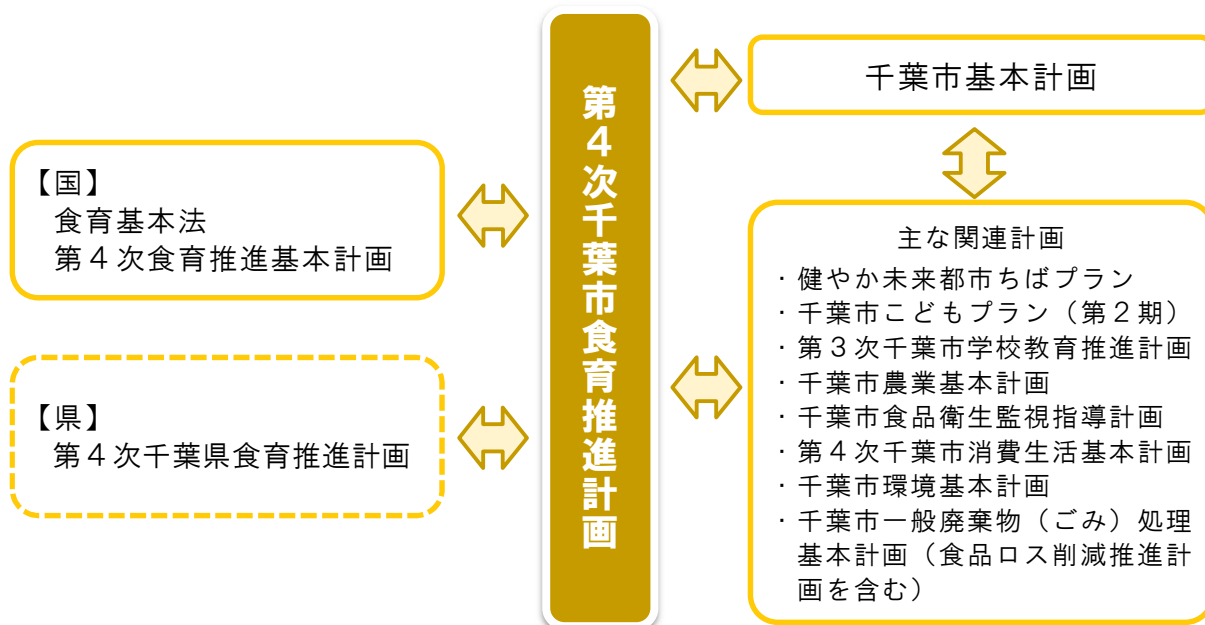
第3章 第4次千葉市食育推進 計画の概要

1 位置づけ

第4次千葉市食育推進計画（以下、「本計画」とする。）は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画です。

策定にあたっては、本市の健康増進計画である「健やか未来都市ちばプラン」などの関連計画との整合性を図り、また、国の「第4次食育推進基本計画」と、県の「第4次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させました。

本市の食を取り巻く現状から見えてきた課題等を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として本計画を策定します。



食育基本法：食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17（2005）年6月に成立、同年7月15日に施行されました。

第4次食育推進基本計画：食育基本法に基づき策定された、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までのおおむね5年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

第4次千葉県食育推進計画（ちばの恵みで まんてん笑顔）

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、令和4（2022）年度からの5年間の計画です。

第3次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承し、県民一人一人が生涯にわたって体と心の健康を保ち、生きる力を身に付けること、また、自然の恵みに感謝し、食べ物や地域の食文化を大切にする心を持ち、ふるさとちばへの誇りを持った豊かな人間性を育むことを目指します。

2 基本理念

本計画では、第1次計画からの基本理念を引き継ぎ、食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、新しく定める基本目標の達成に向け、食育のさらなる推進を図ります。

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

3 基本目標

国の定める計画の指針、重点課題等に基づき、基本目標を以下のように定め、施策の推進に努めます。

キーワード：「つながる食育」

基本目標1 健康につながる食育の推進

市民が生涯を通じて健康でいられるよう望ましい食習慣等の普及啓発を行うことで、意識醸成をはかり、行動変容につなげます。

基本目標2 未来につながる食育の推進

食品ロスの削減など環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮し、地産地消を推進するとともに、地域の多様な食文化を継承します。

基本目標3 地域や関係者がつながる食育の推進

市民や関係者が連携し活動することで、誰もが健康になれる環境づくりを進めるとともに、未来につながる食育を効果的に推進します。

4 推進キャッチフレーズ

食育をわかりやすく身近に感じてもらい、市全体で本計画を推進していただけるよう、引き続きキャッチフレーズを活用し、食育の普及に努めます。

おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね

5 計画期間

本計画の期間は、国の計画を早期に反映するため、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
千葉市 (食育推進計画)	3次計画			4次計画			
国 (食育推進基本計画)	4次計画					4次計画	
千葉県 (食育推進計画)	4次計画						4次計画

6 施策の体系

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

5つの施策展開

3つの基本目標

基本目標 1 健康につながる食育の推進

基本目標 2 未来につながる食育の推進

基本目標 3 地域や関係者がつながる食育の推進

1 家庭・地域・職域における食育の推進

2 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

3 持続可能な社会の形成に向けた食育の推進

4 食の安全・安心等に関する情報の提供

5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

- 1 健康づくりのための食育の推進
- 2 妊産婦と乳幼児等への食育の推進
- 3 高齢期における食育の推進
- 4 歯科保健活動における食育の推進
- 5 家庭・地域における食育の推進
- 6 食品関連事業者や職域における食育の推進

- 1 保育活動や教育活動を通じた食育の推進
- 2 指導体制の充実
- 3 給食を通じた食育の充実
- 4 農業体験や食品の調理等の体験活動の推進
- 5 保護者への普及啓発、地域との連携

- 1 市内産農畜産物への理解の促進
- 2 地産地消の推進
- 3 生産者と消費者との交流と体験活動の促進
- 4 市内産農畜産物を活かした料理の普及
- 5 環境負荷軽減のための食育の推進

- 1 食品の安全性等に関する情報の提供

- 1 食育推進運動の展開
- 2 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
- 3 食育推進に関わる人材の育成・支援

7 数値目標一覧

施策の成果や達成度を把握するため、以下のように数値目標を設定しました。

NO	目標	項目
1	食育に関心を持っている市民を増やす	食育に関心のある人の割合
基本目標1 健康につながる食育の推進		
2	朝食の習慣がある市民を増やす	朝食を欠食する人の割合
3	適正体重を維持している市民を増やす	児童・生徒における肥満傾向児(肥満度 20%以上)の割合
		肥満者(BMI25以上)の割合
		やせ(BMI18.5未満)の割合
		低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合
4	健康的な食生活を実践する市民を増やす	適正体重の維持に気をつけた食生活を実施している人の割合
		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合
		1日あたりの食塩摂取量の平均値
		1日あたりの野菜摂取量の平均値
		1日あたりの果物摂取量の平均値
		減塩に気をつけた食生活を実施している人の割合
		野菜をたくさん食べるようにしている人の割合
果物をほとんど毎日食べている人の割合		
5	ゆっくりよく噛んで食べる市民を増やす	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合
6	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の割合
基本目標2 未来につながる食育の推進		
7	学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	栄養教諭*・学校栄養職員*による地場産物に係る食に関する指導の月平均取組回数
		学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)
		学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)
8	地産地消を意識する市民を増やす	地産地消を意識する人の割合
9	家庭系食品ロス量を減らす	家庭系食品ロス量
基本目標3 地域や関係者がつながる食育の推進		
10	共食をしている市民を増やす	食事を1人で食べる子どもの割合
		週に1回以上共食している高齢者の割合
11	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	食育推進員*の数

対象	現状値	目標値	出典	
20歳以上の市民	83.1%	90%以上	A	
保育所(1～2歳児)	0.8%	0%	B	
保育所(3歳以上児)	0.9%		A	
幼稚園(3～5歳児)	1.1%		C	
小学3年生	3.3%			
小学5年生	4.0%			
中学2年生	5.9%			
20～30歳代の市民	13.4%	減少	D	
小学5年生	11.5%	減少	E	
20～60歳代男性	32.6%	31%	F	
40～60歳代女性	17.6%	16%		
20～30歳代女性	14.5%	減少		
65歳以上の市民	20.1%	17%	G	
20歳以上の市民	78.3%	増加	A	
20歳以上の市民	56.2%	増加	D	
20～30歳代の市民	33.1%	40%以上		
20歳以上の市民	11.1g	7g未滿	F	
	278g	350g以上		
	104g	200g		
	63.9%	増加	A	
	79.2%	増加	D	
39.4%	増加			
20歳以上の市民	48.4%	55%以上	A	
20歳以上の市民	78.2%	80%以上	A	
小学校・中学校 特別支援学校	12.2回	増加	H	
小学校	59.0%	増加	I	
中学校	47.8%			
小学校	89.5%	増加		
中学校	89.5%			
—	58.7%	67%以上	J	
—	3,592トン	3,300トン以下	K	
保育所(3歳以上児)	朝	7.0%	減少	B
幼稚園(3～5歳児)		7.2%		A
小学5年生	食	26.4%		L
中学2年生		46.2%		
保育所(3歳以上児)	夕	0.9%		B
幼稚園(3～5歳児)		0.5%		A
小学5年生	食	4.5%	L	
中学2年生		10.7%		
65歳以上の市民		59.4%	増加	M
—		300人	40人増加	N

※出典は88ページを参照

